

## 令和7年瑞穂町教育委員会第5回定例会 会議録

令和7年5月22日瑞穂町教育委員会第5回定例会が庁舎3階の会議室（3-1）に招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 日野 元信 君 ・ 2番 村上 豊子 君 ・ 3番 白石 渚 君 ・ 4番 関谷 忠 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長 大井 克己 君・教育部長 目黒 克己 君・学校教育課長 大澤 達哉 君・教育指導課長 稲富 泰輝 君  
・教育指導課 統括指導主事 芳井 伸彦 君・社会教育課長 橋本 正志 君・図書館長 友野 裕之 君  
庶務係長（事務局） 栗原 崇行 君

1 本日の傍聴者 1人

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長業務報告

日程第3 議案第19号 教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する訓令

- 日程第4 議案第20号 瑞穂町公立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令  
日程第5 議案第21号 第2次瑞穂町生涯学習推進計画改定庁内検討会要綱  
日程第6 議案第22号 「令和7年度瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」に伴う有識者の委嘱について  
日程第7 議案第23号 瑞穂町社会教育委員の委嘱について  
日程第8 議案第24号 令和7年度一般会計補正予算（第3号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について

開会 午前9時00分

大井教育長 ただいまの出席委員は4名です。定足数に達していますので、これより令和7年瑞穂町教育委員会第5回定例会を開会いたします。ただちに本会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により、教育長において、1番、日野委員を指名いたします。

日程第2、教育長業務報告を行います。教育長業務報告につきましては、別紙記載のとおりでございます。何かご質問はございませんでしょうか。

ご質問もないようですので、以上で業務報告を終了いたします。

日程第3、議案第19号、教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する訓令、日程第4、議案第20号、瑞穂町公立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令については関連がありますので、一括審議とさせていただきますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

大井教育長 ご異議なしと認め、一括審議といたします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長           ご説明いたします。議案第19号及び第20号につきましては、子育て部分休暇制度を新設するため、規程の一部を改正する必要があるので、本案を提出するものです。

                          詳細につきましては、教育指導課長が説明します。

教育指導課長       説明いたします。議案第19号及び第20号については、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく部分休業制度を補完し、職員の仕事と育児の両立・調和をより一層推進するため、職員が子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことを承認する休暇として、子育て部分休暇が新設されたことに伴い、規程を改正するものです。

                          はじめに議案第19号、教育長の権限に属する事務の一部委任規程です。子育て部分休暇の承認権限は教育長にありますが、これを校長及び副校長に委任するための改正です。2枚おめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。改正箇所を説明いたします。第2条第1項第7号では校長への委任を、同条第2項第6号では副校長への委任をそれぞれ規定するものです。

                          次に、議案第20号、瑞穂町公立学校職員出勤簿整理規程です。学校に勤務する教職員が子育て部分休暇を取得した際における出勤簿の表示を規定するものです。2枚おめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。主な改正箇所を説明いたします。同表第50項では、子育て部分休暇を意味する「子 部」の表示を規定します。あわせて、別表第38項では、引用している法律名称の改正を、同第49項では、育児欠勤を意味する「育 欠」の表示を規定するものです。附則として、この訓令は、発令の日から施行し、令和7年4月1日から適用するものです。

                          以上、説明とさせていただきます。

大井教育長        以上で説明が終わりました。これより議案第19号及び議案第20号に対する質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

村上委員           令和7年4月1日から適用するということで、実際にこの規程により休暇を取った方はいるのでしょうか。

教育指導課長       この休暇に関する申請について教育指導課への報告はありませんので、まだ取得された方はいないと認識しています。

村上委員 責任感が強い先生方にしてみると、部分的に休むということについても、なかなかハードルが高かったりすると思います。ですから、制度が変わってきていますとか、必要があればしっかりと休んでくださいと促すようなことが学校の中で行われないと、なかなか自分から手を上げることは難しいかなと思いますので、ぜひ、そういった告知をしっかりとしていただけるよう、校長先生等にお話していただければと思います。

大井教育長 ほかにご質疑よろしいでしょうか。ないようですので、質疑を終結いたします。  
これより議案第19号及び議案第20号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。それでは、お諮りします。議案第19号を原案どおり決定することに、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

大井教育長 異議なしと認め、議案第19号は原案どおり可決されました。  
続いてお諮りします。議案第20号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

大井教育長 異議なしと認め、議案第20号は原案どおり可決されました。  
日程第5、議案第21号、第2次瑞穂町生涯学習推進計画改定庁内検討会要綱についてを議題とします。  
教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 説明いたします。現行の第2次瑞穂町生涯学習推進計画の計画期間が令和3年度から令和12年度までで

あり、前期5年間終了時に見直しを行うため、今年度、当計画の後期計画を策定するため、調査及び検討をするための検討会を設置する必要があるため、本案を提出するものです。

附則といたしまして、この訓令は発令の日から施行するものです。

詳細につきましては、社会教育課長が説明いたします。

社会教育課長 第2次瑞穂町生涯学習推進計画の後期計画を策定するため、庁内検討会を設置するものです。計画の策定期間につきましては令和7年度末とし、令和8年度から推進することとします。策定にあたっては、社会教育委員の会議と連動し、進めていきたいと考えております。

それでは、内容について説明いたします。第1条は、設置について定めるものです。第2条は、所掌事務について定めるものです。検討会で調査、協議し、教育委員会に報告します。第3条では、組織について定めるものです。各課から課長または係長職の方を予定しています。第4条では、任期について定めるもので、令和7年度中に策定する予定です。第5条では、会長及び副会長について定めるものです。社会教育課が中心となり進めていくため、会長を社会教育課長、また、町全体として運営することを見込み、企画政策課長を副会長とするものです。第6条は、会議について定めるものです。策定までに、3回程度の会議を予定しています。第7条は分科会について、第8条は庶務について定めるものです。

以上、説明とさせていただきます。

大井教育長 以上で説明が終わりました。これより議案第21号に対する質疑に入ります。何かご質疑はございますでしょうか。

村上委員 先程の説明の中で、社会教育委員の会議と連動してとありましたが、具体的にはどのようなことを考えているのか、説明をお願いします。

社会教育課長 社会教育委員の会議につきましては、この生涯学習推進計画を策定するときには毎回お願いしているのですが、すけれども、まず、庁内検討会で、今までの見直しと社会情勢に合わせて素案を作りまして、改正箇所等について社会教育委員に説明し、意見を頂戴して、検討会にフィードバックする、それを何回か繰り返して策定につなげます。

大井教育長

ほかにご質疑ございますか。ないようですので、以上で質疑を終結いたします。  
これより議案第21号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

大井教育長

討論なしと認めます。それでは、お諮りします。議案第21号を原案どおり決定することに、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

大井教育長

異議なしと認め、議案第21号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第22号、「令和7年度瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」に伴う有識者の委嘱についてを議題とします。

教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

説明いたします。議案第22号につきましては、瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱第5条第2項の規定により、下記の者を有識者として委嘱したいので、本案を提出するものです。

氏名、田中洋一、濱野裕美、浜中謙介。住所及び生年月日等は記載のとおりです。任期は、令和7年度瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（令和6年度対象事業分）作成までです。

以上、提案理由の説明といたします。

大井教育長

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。  
ご質疑ございませんので、質疑を終結いたします。人事案件ですので、討論を省略いたします。

それではお諮りします。議案第22号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

大井教育長

ご異議なしと認め、議案第22号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第23号、瑞穂町社会教育委員の委嘱についてを議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

説明いたします。議案第23号については、瑞穂町社会教育委員の任期が満了となるため、瑞穂町社会教育委員の設置及び委員の報酬に関する条例第2条の規定により、下記の者を委員として委嘱したいので、本案を提出するものです。

氏名、中沢 清、住所及び生年月日は、記載のとおりです。任期は、令和7年6月1日から令和9年3月31日までです。

以上、提案理由の説明といたします。

大井教育長

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

ご質疑ございませんので、質疑を終結いたします。人事案件ですので、討論を省略いたします。

それではお諮りします。議案第23号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

大井教育長

ご異議なしと認め、議案第23号は原案どおり可決されました。

日程第8、議案第24号、令和7年度一般会計補正予算(第3号)の原案中教育に関する部分の意見聴取についてを議題とします。教育部長より説明を求めます。

教育部長

説明いたします。議案第24号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に

より、令和7年度一般会計補正予算（第3号）の原案中、教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので、本案を提出するものです。

詳細をご説明します。議案書を1枚おめくりください。まず、歳入です。ナンバー1、学校を核とした地域力強化プラン補助事業補助金は、地域学校協働本部スタディアシストプラス事業実施による増額です。ナンバー2、笑顔と学びの体験活動プロジェクト子供企画型補助金は、第三小学校への補助金が交付見込みとなったため、新規計上するものです。ナンバー3、デジタルを活用したこれからの学び推進地区事業委託金は、第一小学校が対象校に決定したため新規計上するものです。

次のページをご覧ください。歳出です。歳入と連動するものでございます。ナンバー1、地域学校協働本部スタディアシストプラス事業委託料は、本事業実施による新規計上でございます。ナンバー2、デジタルを活用したこれからの学び推進地区事業費は、第一小学校が対象校に決定したため新規計上するもので、タブレット端末活用のための消耗品を購入いたします。ナンバー3、笑顔と学びの体験活動プロジェクト子供企画型委託料は、第三小学校への補助金が交付見込みとなったため新規計上するもので、劇団による演劇の指導・助言に活用いたします。

以上、提案理由の説明といたします。

大井教育長  
村上委員

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

地域学校協働本部スタディアシストプラス事業について、新規計上ということですので、説明をお願いします。

教育指導課長

スタディアシストプラス事業についてご説明します。こちらは、中学校3年生を対象に受験指導という形で、夏季休業期間、8月頃から業者に委託しまして学習指導をするものです。中学校3年生が部活動を引退したあたりで塾に通っていないお子さんを対象に、瑞中、二中を会場にして指導する事業になります。

村上委員  
教育指導課長  
村上委員

昨年と同様の規模と考えてよろしいでしょうか。

予算規模も昨年度と同様と考えております。

第三小学校の劇団による演劇の指導・助言というのは、対象学年があるのか、それとも全学年から募って

行うものなのか、教えてください。

教育指導課長

こちらにつきましては、第三小学校全体に関わって行うものでございます。特に、児童が主体となってこのような演劇に取り組みたいといったものに対して、プロを招いて指導を実施するものでございます。総合的な学習等と関連しますので、児童の考えを活かして、これから進んでいくものと捉えていただければと思います。

日野委員

第一小学校、第三小学校で、このような事業に入るということですが、周知の方法、あるいは決定に至るまでの流れというものを教えていただきたい。

教育指導課長

第一小学校の「デジタルを活用したこれからの学びの推進地区事業」については、東京都教育委員会が各教育委員会あたり1校程度認めるものということで、第一小学校はそれに近い取組をしていましたので、選定したということになります。こちらにつきましては、教育委員会事務局で第一小学校に依頼して実施したという経緯がございます。

第三小学校の「笑顔と学びの体験活動プロジェクト」は、都から各学校に周知がされ、第三小学校が希望し、都内100校が選定されるものに当たったという経緯がございます。以上です。

大井教育長

ほかにご質疑ございますか。ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第24号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

大井教育長

討論なしと認めます。それでは、お諮りします。議案第24号を原案どおり決定することに、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

大井教育長

異議なしと認め、議案第24号は原案どおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。これにて令和7年瑞穂町教育委員会第5回定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

閉会 午前9時22分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会教育長

瑞穂町教育委員会委員